国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

浅草花川戸町家主
大川橋請負人
伊兵衛 下
右伊兵衛病気ニ付代
倅 平兵衛 下

寛政三亥年七月

右請負人伊兵衛儀病気ニ付倅平兵衛江家業ニ付請負人儀御座候処
伊兵衛儀年来之儀ニ付奉願上候以上

名主
三郎兵衛 下

一大川橋請負人伊兵衛儀十八年以前安永三午年
同年中 曲淵甲斐守殿御勤役之節ゟ大川橋新規
懸渡之儀御願申上候所御聞済之上新規懸渡ニ付
請負之 伊兵衛十八年来右橋支配相勤候所病気ニ付
伊兵衛儀病年来相勤兼候ニ付倅平兵衛江
右請負之儀伊兵衛病気ニ付倅平兵衛江申付候
此段之通ニ御座候年来之儀ニ付右之通相勤

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

文政[illegible]年十月

大川橋梶板千外修復一件

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

[illegible]

己 十月

[illegible]
中村八郎左衛門

大川橋書屋其外共洪波之事形帳

一 西之方
髮落成并ニ葉見世共梁間流四尺附底打損し
此事新規板板厚サ壹寸板ニ而下地張之不上板
板ニ而壹寸或ハ足柿葺ニ仕之髮落成入口ニ出来打損
惟来木不拾葉刻之四寸角ニ而ハ蓋并ニ右ニ腰羽目
さくらこ本ニ而ハ新張仕候

一 西之方
橋書屋下関板長ニ間高サ或ハ極板木ニ而ハ仕候ニ用ヒ

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

新大橋氷渡居長

一 栗船 五艘

一 江戸船 三艘

一 縄 三筋

一 人足 十七人

一 幟 五本

一 高張挑灯 三張

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1
ガラス使用

一 弓張挑灯 二張

内大隊及具

一 [illegible] 四挺

一 鳶口 七挺

一 垢取 拾[illegible]

一 人足 十七人

一 水桶 五ツ

一 [illegible] 拾[illegible]

一 [illegible] 三ツ

右之通[illegible]水大隊及具[illegible]

[illegible]

可仕事[illegible]

[illegible]

遠山左衛門尉反ハ掛

大川橋十一側同北耳係杭ト一筆船
乗荷ハ如係杭サヽ曲巻鋳物ヲ牧
放レハ是ニテ損不も無ク出水中ニ或府
伺ニ上以来心付ハ怙本不方ニテ中度ハ
一件

天保十一子年七月

本不道役控

以書付御申上候

一

此間三月三日御出入之時候以前御出入之時候以前御出入之時候

御水以後九月御出入之時候今月七日時候水上分

候事ニ付上案ニ候御出入之時候御出入之時候

平水分水流候押候以後ニ西分水側拾三間月

先生ニ候御出入之時候御出入之時候

三月分三日御出入中ニ付以前御出入之時候

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

文政二年
十組問屋ニ於テ止ル

本所見世ニ

永代橋新大橋大川橋ニ茂埴也私積仲ヶ日
十組問屋ニ引受屋ニ於ケル以来引受ニ三橋
會所ニ相止橋少被當人ニ於ケル雜費ニ未ニ

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

橋修復之義入用者十組冥加上ヶ金之内ゟ
相渡りは起世拂之儀者所年寄引請
之扱は答之有之日得之生之其外之儀者
是迄之通相心得可申ハ

卯六月

一今日主計頭様御番所ニ十組大行事
惣行事私ハ一同ニ百出永代橋新大橋大川橋
去ル辰年中十組仲ヶ間ニ永々普請修復
引請之儀ニ付来為致度旨相願曾願之通
仰付ハ如何来ニ橋ハ引受不及右ニ付二橋今所也
相止ニ而起永代橋新大橋新規掛直ニ取替今
迄網残我子七百七拾両者当卯年冥加上金

之間を以此上納つ致三橋之儀十組内引受并
令不相止ハ有之候以来町年寄ハ取扱候儀
諸入用ハ十組冥加上金壹万貳百両之内ニ而出掛ニ
相成候事其旨つ相心得右三橋令不掛り名主
三橋掛り名主ハ其旨つ存在三橋諸入用ハ
以来町年寄ハ取扱ハ筈ニ以得其外ハ筈近
之通つ相心得旨ニ仰渡候事ニ上

一右ニ有之間ハ以来方仕法之儀つ申上候ハ筈ニ
三橋并ニ橋番廣小路ハ遠慶ハ筈近十組
大行事惣行事橋掛り名主一同出候申上候
以来橋番人ニ橋掛り名主一同出候申上候
仕度先仕候申上候
即
六月廿五日
永代橋橋掛り名主
深川材木町
名主
市郎次
[illegible]
勘会清

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

西河原所
名主　清右衛門
本右所
名主　傳[illegible]
大傳馬所
名主　勘解由

永代橋新大橋大川橋普請中請入用
出佛之處所年号方々引請出板之處
本所見直

永代橋新大橋大川橋ハ去ル辰年中
菱垣ヨリ私積仲ヶ間十組同所ハ引受再ニ
処仕来引請并三橋会所ハ和ニ請入用
普請修復ハ十組寄加上ヶ金之内ノ分

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

一 永代橋新大橋普請出来候ニ付ハ
ニ候ヲ毎書出候新ニ大行事ニ相候ヲ
候ヲ出候ニ付ハ金請ニ候ニ付ハ
出候ニ付ハ

一 右三橋去ル辰年中掛直シ申候ニ付ハ入用
銅ニ候ニ付ハ味付入札ニ付ハ入用ニ候ヲ請
金蔵ヲ請ニ候ヲ請負人ニ付ハ渡中ニ
向後掛直ニ付ハ入用金町
年寄ヲ請ニ候ヲ請負人ニ付ハ渡筋ニ付ハ
但三橋修復ニ付ハ大行事ニ相候ヲ
并橋掛リ名主ニ相候ヲ候ヲ候ヲ

いまに以上仕様内諸帳本調紙之上
新し屋中付也　御同様并向之所
以上建ハ之後中上右絵後中ハ行者
目之見直和有後ハ折之見直ハ後
此方有

一　三橋東西廣小路地所　菅沼貴張水
菓屋ハ建ハ絵後之ハ大行事惣筆

并掛り名主ハ新出ハ如之見分いたし以上
新し屋中付ハ後ニ此方有

一　出水出火ハ之ハ並追十組問屋ハ今人足
ハ花出并掛り名主ハ花出ハ後ニ此方有

一　三橋東西廣小路地ハ辰年
中十組問屋ハ此文之ハ元祿ハ枚本
義十郎并大行事惣筆ハ有

絵図説文ハ地図仕候ニ付ス

一 三橋橋書人清説文絵金并東西廣
小路地代金之儀ハ元銀ハ相和前十分
方ニ付ハ銀ハ二付ニ其本ニ所ニ年ニ分方ニ
ハ銀ハ儀ニ付ニ其本ニ

一 三橋並新附行業ニ石之本ハ八丁堀十九ニ
西河岸所清石所本石所ニ付ハ大伝馬所

勤解由儀三橋三橋経渡之ニ付ハ橋掛り
石之中合ハ付ハ銀ハ寅年九月中
備後中度出勤役之ニ付ハ銀ハ年ニ
是迄之無ハ銀ハ銀ハ分中渡ニ付ハ
右之通年月以上

卯六月

渡辺三郎藤
中村八郎兵

附ヶ札壹

書面返納金之儀ハ當年十組
問屋共冥加上ヶ金之内ニ
皆納致ハ筈ニ付納致ハ事無
一ツ申達ニ百ニ生ニ付名ニ手形ニ
此金ニ御ニ相納つ申ニ

附ヶ札貳

二橋掛越之ニ付ニ其ニ付相納
御護之節ニ見分之上入用
積致つ申ニ付
御国陣出行御護中見廻ニ
之儀ニ見廻之通つ申ニ付
事

附ヶ札三

見廻之通つ申ニ付

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

附ヶ札四

書面之人足を定例所ニ以
觸ル間ニテ外ニ差是ハ是ニ
出ニ差ハ之庭上ヲ下ニ而ハ起
出火之事ハ急乗之庭上ヲ
事を差支ハ以て和調相
つ出ニ而ハ

附ヶ札五

三橋引請ニ不及當中渡
相濟ハ府改近地ニ也
不及ハ

附ヶ札六

書面之通ニ以相知如ハ

附々札七

二三橋附野蕃君之四人共
此度十組ニ至り差免當
書面中被ニ不及ム

本所見也

出水之節ハ西國橋門之流橋ハ西之為メ
町ニ之ハ觸ハ出人ニ成ニ右之多人數
之儀ニ付二三橋之内差方ニ引分ケ為相防

水中倫之儀ハ其ニ寺御家事所ニ上
船持又ハ川兼考ニ之ニ小雇上ヶ賃銀
差遣ハ多ハ平日多人数定抱ニ
いたし定ニ入用も多分相掛り不可
御ニ兼而定抱ニいたし定ニ人足之儀ハ
可為是迄之通ニ

一 出火之節防之儀ハ人ニ不可者消防可仰雇也

定之分橋上也ニ之儀ハ朱川境ニ相結ハ
火消人足相掛ケ下也ニ之儀ハ船方之働
主也之儀ニ付橋附之船ニ定抱人足消防
可致儀ニ而倫定寺風猥之船持ハ美船
家ハ子速班付橋下也ニ消防之儀ハ大川
通所ニ此度中渡定ニ而旗付御者消防
差図いたし也ニ貴打ハ其ニ志賃銀
又ハ鷹賃ハ可差遣ニ而調可幣笞

辰

正月

主斗所度少掛

永代橋新大橋大川橋雅常之節臨時人足

手當之處所中吉出者

中新見也

永代橋新大橋大川橋其菱垣且私積体ヶ間十組

問屋其川史其三橋金所有

本吉所出之私有所極之廉之先達之本例

所附札者此作後ヶ所ヶ案之用出史出者之節

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

三橋掛り

名主共

三橋近邊出水之節ハ西國橋川上流ニ
手當之為メ所ニ口觸ル當大見ハ右ニ
多人數之儀有三橋之間老方ニ引分ケ
為相防水中働之儀ハ其所ニ於
和持又ハ川並ニ當之者ハ相防ニ當

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』請求記号 809-1
ガラス使用